

大分県報

平成二十九年

号外（六七）

六月十四日

（水曜日）

目次

公安委員会規則

大分県公安委員会事務委任規則の一部改正……………一

正 誤

平成二十八年四月一日付け大分県報号外（五九）に登載の大分県公安委員会規則第三号（大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正）中の訂正……………一

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月14日

大分県公安委員会委員長 小 山 康 直

大分県公安委員会規則第6号

大分県公安委員会事務委任規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務委任規則（平成6年大分県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づく委任）

第6条 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第17条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務を委任する。

(1) 本部長

ア ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）

に関する事務

イ 禁止命令等をしようとする場合の聴聞に関する事務

ウ ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令（以下「緊急禁止命令等」という。）に関する事務

エ 緊急禁止命令等をした場合の意見の聴取に関する事務

オ ストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知に関する事務

カ 禁止命令等及び緊急禁止命令等の効力の期間の延長（以下「期間の延長」という。）の処分に関する事務

キ 期間の延長をしようとする場合の聴聞に関する事務

ク ストーカー規制法第5条第10項において準用する同条第6項又は第7項の規定による通知に関する事務

ケ ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等に関する事務

(2) 署長

ア 緊急禁止命令等に関する事務

イ ストーカー規制法第5条第10項において準用する同条第6項又は第7項の規定による通知に関する事務

ウ ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等に関する事務（緊急禁止命令等をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正)

2 大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する事務（公安委員会が行政庁である場合における行政庁としての公安委員会の事務）の部の第19条第1項の項中「第114条の2」の次に「及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第17条」を加え、同部の第20条第6項の項中「第114条の2」の次に「及びストーカー行為等の規制等に関する法律第17条」を加え、同表のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定する事務の部を削る。

○正 誤

平成二十八年四月一日付け大分県報号外（五九）に登載の大分県公安委員会規則第三号

平成二十九年六月十四日

大分県報号外（正誤）

二

（大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正）中の訂正

ページ

段

誤

二

上

探決

裁決

正